

H29年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金【変更点まとめ】

①交付上限金額の変更

【事業名】	変更前	変更後
スタート事業	10万	15万
市民連携事業	80万	50万

【変更理由】

○スタート事業

本コースでは、市民活動を始めて間もない団体を支援対象としていることから、自主財源を確保する力が弱い団体の申請が中心となっている。

また、立ち上げ当初の団体については、すでにこれまで活動をしてきた団体と比較して、事業実施に必要な備品や消耗品も多いことから、資金面でもさらに充実した支援が求められている。

これらのことから、本コースの交付上限金額を増額することによって、市民が地域の課題解決を目的とした活動を新たに始めやすい環境を整備する。

また、スタート事業においてのみ、備品の購入を一定の制限のもと認めることで、継続した市民活動の推進を図ることとする。

○市民連携事業

高い補助金額を目的に、従来の事業を掛け合わせたような申請が目立つため、本事業の本来の趣旨に沿った申請を促進する。また、自主財源の確保を視野に入れた市民団体の自立した事業を促進する。

②対象事業要件に新項目を追加 ※市民連携事業のみ対象

- ・これまで、市民連携事業の「連携」の定義が曖昧であった。新項目追加により、申請団体にどのような事業をもとめているのかを明確にする。新項目については、まちづくり推進委員にも意見をもらいながら設定する。

(例)「相乗効果」…それぞれのノウハウを活かすことで、単体では実現できなかった効果が期待できること。

「先駆性」…これまでになかった取り組みを2つ以上の団体がそれぞれの強みを活かすことによって実現させること。

③交付スケジュールの変更 ※詳細は別紙「交付スケジュール(案)」参照

(旧) 審査会 → まちづくり推進委員会(承認)

(新) まちづくり推進委員会(審査員に一任) → 審査会(承認)

- ・まちづくり推進委員会を審査会前に実施することで、委員会全体から申請事業に対して広く意見を求める機会とする。

また、事務局が申請までのやり取りや得た情報を事前に審査員に共有することで、より、効率的・効果的に審査会を実施する。

④対象経費に関する条件として以下の条件を新たに設定する。

- 報償費：交付金額の50%を上限として交付する。
- 印刷製本費：交付金額の40%を上限として交付する。
※それぞれ、過去の申請事業の決算額を参考に割合を設定
- 備品費：備品の定義を「概ね3年以上同じ状態で使用できるもの」とする。
備品購入費の上限金額を交付金額の1/3とする。
上記範囲内であっても、事前に市と協議の上、購入することとする。
※スタート事業のみ対象とする。

⑤間接経費について ※補助上限金額の変更に併せて修正

- (旧) 直接経費の10%または、8万円のうちいずれか低い額を上限とする。
- (新) 直接経費の10%または、5万円のうちいずれか低い額を上限とする。